

## アラブ首長国連邦における問題点と要望

	区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
1	外資参入規制	日機輸	(1)	外資出資規制	<p>・多くのGCC諸国において、徐々に緩和が進んでいるものの、いまだに外資出資規制が行われており、販売拠点進出の障害となっている(商業資本外資独占投資に制限がある)。</p> <p>2020年11月23日に、UAE会社法の改正が発表。</p> <p>2021年6月1日より、UAEで新会社法が施行され、例外規定を除き、オンショアで外資100%資本の会社設立が可能となったが、弊社に必要な卸売り・小売りは例外規定に含まれている。また代理店保護法は存続しており、以前締結をした独占契約は有効であるため、事業活動範囲に制約が生じている。</p> <p>(継続)</p>	<p>・販社として機動的な販売活動を実現するため、外資規制のさらなる緩和及び代理店保護法の撤廃をして欲しい。</p>	<p>・代理店保護法 Agency protection law</p>
9	輸出入規制・関税・通関規制	時計協	(1)	不正・不良輸入業者の常習犯化	<p>・差別的な法令運用、通関・流通手続きの可能性がある。日本企業は正規流通させるため、法令・規則に従って原産地証明やSASOなどの必要書類添付の上手続きをしているのに対し、違法商品が必要書類もなく流入・流通している実態がある。</p> <p>(継続)</p>	<p>・税関を迂回する密輸行為も含め、合法的に活動する企業を保護するために、違法商品を取り扱う流通業者や小売業者を取り締まってほしい。</p> <p>・密輸を防止してほしい。</p>	<p>・商標法 ・意匠法 ・通関手続き、国境管理</p>
		日機輸	(2)	非課税限度額制限	<p>・日本郵便EMS便受付停止の際の代替輸送として国際宅配便(DHL社)にて運用を行っているが、非課税限度額制限により制度利用による個人消費輸入品の大半が課税対象となることと、輸入国側検査における手続き費用が別途発生する。また、輸入通関手続きに日数を要する。尚、個人消費輸入品の大半が日本国内販売を基準としているため、海外輸送における通関必要書類(正式書類)を入手することはほぼ皆無である。</p> <p>※個人消費輸入は同書類を入手できない限り不可となる。</p>	<p>・個人消費輸入品の免税措置。</p> <p>・会社制度利用の個人消費輸入品への簡易通関措置。</p>	<p>・非課税限度額制限 2022/12よりAED1,000からAED300に引き下げ 法人宛、個人宛問わず AED300を超える貨物は正式通関の対象となる 輸入通関も厳格に厳しく内容を審査されていく</p>
		JEITA	(3)	データロガーの同梱義務化	<p>・2022年2月21日に発令されたUAE MOHAP省令第22号を受け、UAEにおける輸入品、輸出品へのデータロガー同梱が義務化された。弊社では2021年にドバイに試薬工場を設立し中東・アフリカ地域全域に出荷しているが、この発令により、原材料輸入時、完成品試薬輸出時のコスト高に繋がり、利益率の押し下げ及び競争力低下に繋がっている。</p>	<p>・製造業誘致に力を入れるUAEにとって、この省令は逆効果であると考え。UAE内に製造拠点を有する企業向けに特例措置(緩和策)のようなものを検討頂きたい。</p>	<p>・UAE MOHAP省令第22号 <a href="https://services.dha.gov.ae/sheryan/wps/portal/home/circular-details?circularRefNo=CIR-2022-00000048&amp;isPublicCircular=1&amp;fromHome=true">https://services.dha.gov.ae/sheryan/wps/portal/home/circular-details?circularRefNo=CIR-2022-00000048&amp;isPublicCircular=1&amp;fromHome=true</a></p>
14	税制	日機輸	(1)	新規法人所得税の未導入	<p>・UAE財務省は、2023年6月1日以降開始する事業年度から新たに法人所得税を導入すると公表した。法人所得税の課税対象に係る要件等、一部が閣議決定待ち。</p>	<p>・法人所得税の課税要件の早期決定に向けて働きかけ願いたい。</p>	<p>・所得税法</p>

※経由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

	区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
17	知的財産制度運用	時計協	(1)	商標権取得に係る費用全般の問題点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・UAEの領事館認証費用(委任状認証1件当たり12万円)が他国の同費用に比較し格段に高すぎる。(継続)</li> <li>・UAEの商標オフィシャルフィーが2015年5月より大幅値上げされ、登録料US\$2,720、更新料US\$2,720となったが、他国と比較し高すぎる。(継続)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・領事館認証費用の引き下げ。</li> <li>・商標オフィシャルフィーの引き下げを望む。</li> </ul>	
		時計協					
		日機輪	(2)	商標権変更申請手続の遅延	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商標の変更申請(住所変更、名義変更など)の手続きに時間がかかりすぎる(5年以上経過しているが終了していない)。(継続)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更申請手続きの迅速化を要望する。</li> </ul>	・商標法など
		時計協	(3)	税関での水際取締にかかる問題点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・UAEは中近東におけるハブ港である。税関検査は、UAE国内貨物のみしか行なわれない。(継続)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トランジット貨物を含めた差止めを望む。</li> </ul>	
日機輪	(4)	模倣品取締体制の強化不足	<ul style="list-style-type: none"> <li>・模倣品の撲滅に向けた取組みを行っているが、模倣品が後を絶たない。国際協力による模倣品取締体制の強化不足や模倣品業者に対する不十分な罰則・損害賠償などが要因の一つである。また、税関などが模倣品を没収したとしても、その没収した模倣品の保管、輸送並びに破棄に係る費用が権利者にとって負担となっている。(継続)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下記対応を実施していただきたい。 <ul style="list-style-type: none"> <li>－知的財産権執行法令強化。</li> <li>－税関取締り強化。</li> <li>－模倣品輸入差止手続導入、簡素化。</li> <li>－正規輸入者に対する没収模倣品の関連費用負担軽減。</li> </ul> </li> </ul>	・ACTA-国際模造品撲滅貿易協定(2010.10)		
19	工業規格、基準安全認証	日機輪	(1)	電気通信機器の規格・型式認証マークの更新の不明確	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気通信・デジタル政府規制局(TDRA)は、2023年1月1日から新たに認可された機器に貼付する適合(型式認証)マークを更新、及び発行した。このマークは、小売店の陳列台(またはあらゆる形態のディスプレイ)、ウェブサイト等で、ユーザーにとってはっきりと見やすく、読みやすい方法で表示しなければならない。この内容は、TDRAの公式プラットフォーム・チャンネルを通じて正式に発表されておらず、更新された適合マークの実施に猶予期間は設けられていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・TDRAは、同庁のウェブサイト上で新適合マークについて公表し、更新された適合マーク実施の猶予期間を設けるべきである(6か月以上)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・製品規格に関する制度</li> <li>・Related to product regulation</li> </ul>
		日機輪	(2)	製品規格の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・UAE.S 5010-1:2019 MEPS (ラベリング-電化製品向けエネルギー効率ラベル パート1:家庭用空調) stage 2に改正される前に輸入された製品、及び在庫は、MEPS stage1に従ってエネルギー効率ラベルが貼られており、MEPS stage2の導入は製品ラベルの修正を意味する。UAE.S 5010-1:2019 MEPS stage 2導入により、既存モデルのエネルギー効率ラベルは下がる。</li> <li>・産業・先端技術省(MoIAT)は、UAE.S 5010-3:2022 (ラベリング-電化製品向けエネルギー効率 -パート 3:家庭用冷蔵・冷凍庫)の最終規格書面を2022年10月にMoIATのウェブサイトで公開した。当局からの正式な発表や実施要領なく、導入日案も2022年10月1日だった。2023年1月13日、MOAITの認証機関は、追って通知があるまで実施延期を通知した。当局から、この件に関する公式発表や公式な実施要領は発表されていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業・先端技術省(MoIAT)は、エネルギー効率ラベルMEPSステージ2を新たに着荷する商品にのみ適用すべき。</li> <li>・施行前に輸入業者に引渡された製品・在庫については、エネルギーラベルを変更することなく販売することを認めるべき。</li> <li>・MoIATは、延期を公式に発表し、実施における猶予期間を発表して欲しい。</li> <li>・また、当局から正式な実施要領が発表されるべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・製品規格に関する制度</li> <li>・Related to product regulation</li> <li>・UAE.S 5010-1:2019 MEPS stage 2</li> <li>・製品規格に関する制度</li> <li>・Related to product regulation</li> <li>・UAE.S 5010-3:2022</li> </ul>

※経由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

	区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
22	環境問題・廃棄物処理問題	医機連 時計協	(1)	環境法規制内容の不一致	<ul style="list-style-type: none"> <li>UAEなどの環境法規制の要求内容が各国で異なり、法規要求の食い違いへの対応が負荷となっている。</li> <li>(継続)</li> <li>環境法規制については、各国が独自の規制および義務を展開しており、グローバル対応が非常に難しい。実効性のない規制が多い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各国で食い違う環境法規制の要求事項を統一する国際的活動。</li> <li>法規制のグローバル統一化。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境法規制</li> <li>環境法規制</li> </ul>

※経由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。